

| | | | | |
|------------------------|-------------------------|-------|-------------------|--------|
| | 新潟市教育委員会 平成26年3月 定例会会議録 | | | |
| 日 時 | 平成26年3月17日(月) 午後3時30分 | | | |
| 場 所 | 市役所本館3階 対策室 | | | |
| 出席委員 (6名) | 齋藤 委員長 | | 欠席委員 | |
| | 沢野 委員 | | | |
| | 佐藤 委員 | | | |
| | 吉村 委員 | | | |
| | 織田 委員 | | | |
| | 阿部 教育長 | | | |
| 会議に出席 した職員 (20名) | 職・氏 名 | | 職・氏 名 | |
| | 教育次長 | 渡邊 尚人 | 学校支援課長 | 高橋 恒彦 |
| | 教育次長 | 齋藤 博子 | 地域と学校ふれ あい推進課長 | 片山 久美子 |
| | 教育総務課長 | 岩名 俊明 | 生涯学習センタ ー 所 長 | 三保 恵美子 |
| | 教育政策監 | 伊藤 充 | 生涯学習センタ ー 次 長 | 高橋 治 |
| | 教育政策 担当 課 長 | 上所 隆 | 中央図書館館長 | 山川 正士 |
| | 学務課長 | 木村 綾恵 | 中央図書館 企画管理課長 | 松原 伸直 |
| | 施設課長 | 本間 寿晴 | 中央図書館 サービス課長 | 山下 洋子 |
| | 保健給食課長 | 田中 薫 | | |
| | 生涯学習課長 | 鈴木 緑 | | |
| | 教職員課長補佐 | 多賀 雄二 | 教育総務課 課長補佐 | 荒木 宣孝 |
| | 総合教育 センター所長 | 吉原 修英 | 教育総務課主査 | 石田 貴宏 |
| その他の 出席者 (名) | | | | |
| | | | | |

| | | |
|---------------|-----------|--------------------------|
| 開会 | 時 刻 | 午後 3 時 3 0 分 |
| | 宣 言 者 | 委員長 |
| 選挙 | 議案番号 | 件 名 |
| | | (1) 委員長の選挙について |
| | | (2) 委員長職務代理者の指定について |
| 付議事件 (5 件) | 議案番号 | 件 名 |
| | 議案第 2 9 号 | 新潟市教育委員会組織規則の一部改正について |
| | 議案第 3 0 号 | 新潟市西川学習館条例施行規則の一部改正について |
| | 議案第 3 1 号 | 新潟市白根学習館条例施行規則の一部改正について |
| | 議案第 3 2 号 | 教育財産の用途廃止について |
| | 議案第 3 3 号 | 事務局及び機関の長の人事について |
| 報告 (1 件) | 記 号 | 件 名 |
| | | 指導が不適切な教職員に関する委員会の報告について |
| 協議題 (0 件) | 記 号 | 件 名 |
| | | |

第1 開会宣言

○委員長 午後3時30分開会を宣言する。

第2 会議録署名委員の指名

○委員長 新潟市教育委員会会議規則第11条により、会議録署名委員に織田委員と沢野委員を指名します。よろしく願いいたします。

第3 選挙

○委員長 「(1) 委員長の選挙について」教育総務課長より説明をお願いします。

○教育総務課長 委員長の任期が3月31日で満了となるため、選挙を行うものです。委員長の選挙につきましては、新潟市教育委員会会議規則の第8条で、原則として在任委員の全員が出席した会議において、無記名投票を行い、有効投票の過半数を得た者を当選とするという規定になっております。任期は平成26年4月1日から平成27年3月31日までの1年間となります。ただいまから委員長選挙を行います。

○教育総務課長補佐 ただいまから、投票用紙をお配りしますので、記入をお願いします。

(投票)

○教育総務課長補佐 開票結果は、齋藤委員5票。白票1票となりました。この結果、齋藤委員が委員長に選出されました。

○委員長 続きまして、「(2) 委員長職務代理者の指定について」教育総務課長より説明をお願いします。

○教育総務課長 委員長職務代理者の指定につきましては、教育委員会会議規則第9条第2項で、在任委員の3分の2以上が出席の会議において、無記名投票で行い、有効投票の最多数を得た者を委員長職務代理者とするとなっております。指定の期間は、次の委員長の選任までとなります。それでは、委員長の職務代理者の指定のための選挙を行います。

○教育総務課長補佐 投票用紙をお配りしますので、記入をお願いします。記入が終わりましたら投票をお願いします。

(投票)

○教育総務課長補佐 開票結果は沢野委員5票。白票1票となりました。この結果、沢野委員が委員長職務代理者に指定されました。よろしく願いいたします。

○教育総務課長 それでは、選任された両名より、ご挨拶をいただきたいと思っております。引き続き委員長に選任されました齋藤委員長からお願いします。

○委員長 もう1年委員長を務めさせていただくことになりました齋藤です。どうぞよろしくお願いいたします。気持ちは今年度と全く変わりません。ただ、来年度は新体制となり、全国でも初めてのケースになります。そうしたことも踏まえて、新任の教育委員を含めた教育委員会の代表ということで、新潟市の教育のために尽力させていただければありがたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育総務課長 続きますして、委員長職務代理者に選任されました沢野委員からご挨拶をお願いいたします。

○沢野委員 昨年に引き続き、委員長職務代理者に選任されました沢野です。齋藤委員長を支え、精一杯、委員長職務代理者を務めたいと思います。委員長が申し上げたように、新体制になるということで、一生懸命に皆さんとともに務めてまいりたいと思いません。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育総務課長 以上で、委員長選挙及び委員長職務代理者の指定を終わります。

第4 付議事件

○委員長 これより付議事件に入ります。

「議案第 29 号新潟市教育委員会組織規則の一部改正について」教育総務課長に説明をお願いいたします。

○教育総務課長 今回の一部改正は、平成 26 年 4 月 1 日付けで、教育委員会の組織改正が行われることによるものです。次に、主な改正内容です。

はじめに、教育支援センターについてです。教育事務所を再編し、全 8 区に設置することから、教育事務所を教育支援センターに名称を変更します。また、教育支援センターの所管を学校支援課から教育総務課に移管し、地域と学校パートナーシップ事業及び区ミーティング等の教育委員の活動のサポートを行う事業を新たに加えます。

2 点目は、学務課になります。教育情報推進係を経理係と統合します。

3 点目は、生涯学習課及び地域と学校ふれあい推進課についてです。地域と学校ふれあい推進課を廃止し、生涯学習課に青少年・地域と学校連携室を設置します。これまで地域と学校ふれあい推進課で実施していた事業を、青少年・地域と学校連携室と教育支援センターとそれぞれに移管します。また、新潟県から博物館の登録等の事務が権限委譲されます。補助執行により歴史文化課において実際の事務が執行されますが、その連絡調整に関する事務を生涯学習課で行います。

4 点目は、図書館になります。西川多目的ホールは西川図書

館に併設されていますが、このホールの維持管理を西川図書館で行うこととします。また、西区役所の増改築に伴い、施設が拡張される坂井輪図書館を西区の中心図書館に位置づけ、図書館協議会を設置します。

5点目は、その他の改正です。教育総務課の事務として、これまで、広報の事務は記載していましたが、広聴の事務の記載がなかったので、これを明記します。また、教職員課の事務に教職員の叙位及び叙勲の事務、教職員住宅の事務を改めて明記します。併せて、すでに事業が終了している中等教育学校の開設準備の事務を削除します。

主な改正内容は以上です。公布文、新旧対照表も掲載しております。説明は以上となります。

○委員長

ただいま説明に、意見あるいは質問のある方はお願いします。

○佐藤委員

地域と学校ふれあい推進課の廃止ですが、ここの機能を生涯学習課の青少年・地域と学校連携室と教育支援センターに移管するとなっています。廃止の理由は何ですか。

○教育総務課長

パートナーシップ事業の地域教育コーディネーターが、今年度で全学校に配置されました。これからは、より地域に近いところで事業を実施しようと、当該課を廃止します。本庁機能は、生涯学習課に移しますが、教育支援センターで現場に近い事業を実施していくという改正になります。

○佐藤委員

パートナーシップ事業の中心は、地域教育コーディネーターです。その地域教育コーディネーターを取りまとめるのは、どの部署になるのでしょうか。生涯学習課になるのですか。

○教育総務課長

全体のとりまとめは、生涯学習課となります。全体的な研修会などもそちらで実施することになります。区でも行う研修がある場合は、教育支援センターが担当します。そういう住み分けになっています。

○吉村委員

改正に伴うことではないのですが、教育事務所という名称は、教育支援センターという名前が変わることと、新たに教育支援センターを設置するとあるわけですが、変わるところのほうも、地域の方々の中で、今度新たな名称になってということで期待をしている声もあります。そのことは置いておいて、これまで、例えば教育事務所には所長さんがおられましたよね。教育支援センターになった場合にはどういうふうになるのか、あるいは、教育支援センターになった場合、そこはどのような組織になるのか。役割、役職等の人員配置も含めて、次回で構いませんので、委員としては知っておくべきなのかなという気がするので、お願いします。

○教育総務課長

では、次回に資料も用意させていただきます。

○委員長

そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

議案第 29 号について、承認してよろしいでしょうか。それでは承認いたします。続いて、「議案第 30 号新潟市西川学習館条例施行規則の一部改正について」及び「議案第 31 号新潟市白根学習館条例施行規則の一部改正について」は関連がありますので、一括して説明をしていただきます。そのうえで審議いたします。中央公民館長に説明をお願いします。

○中央公民館長

まず、新潟市西川学習館条例施行規則の改正理由について説明いたします。合併当初の西川学習館の利用者は、公民館利用団体とそれ以外の一般利用団体の区分に関わらず、すべて西川学習館条例が適用されていました。しかし、平成 24 年 10 月の公民館制度統一により、従来の公民館利用団体は公民館条例の適用対象となったため、学習館条例の適用から外れることとなりました。このことから、学習館条例の現在の適用対象者は、企業や個人など団体登録に馴染まない利用者に限られるため、これに合わせた所要の改正を行うものです。

また、西川学習館の年末年始の休館日を、施設を同じくする西川地区公民館と合わせるためのものです。

続いて、改正の内容になりますが 4 点あります。

1 点目は、利用団体の登録についてです。今ほどの理由によりまして、西川学習館の利用者の登録等の手続きを廃止するものです。2 点目は、公共施設予約システムについてです。利用者の登録等の手続きの廃止に伴い、新潟市公共施設予約システムによる利用申請も廃止するものです。3 点目は、休館日についてです。西川学習館の年末年始の休館日は、現行では 12 月 31 日から 1 月 3 日までとなっておりますが、これを 12 月 29 日から 1 月 3 日までに改めます。4 点目は、文言修正についてです。別記様式中「あて先」を漢字表記に改めるものです。次に、この一部改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行します。以上が、今回の改正の概要です。他にも公布文及び新旧対照表を記載しております。

次に、新潟市白根学習館条例施行規則の一部改正になります。改正理由並びに改正の内容につきましては、先ほど説明申し上げた西川学習館条例施行規則についての内容と重複するため説明を省かせていただきます。

次に、この一部改正は平成 26 年 4 月 1 日から施行いたします。

以上が、今回の改正の概要です。以下、公布文及び新旧対照表も掲載しております。以上となります。よろしくお願ひします。

○委員長

ただいまの件について、意見、質問などはありますか。

- 佐藤委員 確認ですが、この学習館は団体利用者が使う施設でないということですか。
- 中央公民館長 企業も団体扱いです。ただ、利用登者録は、決まった週の何曜日に利用しているという一般団体の公民館団体は利用者登録に馴染みます。企業、一般個人の利用は不定期ですので、なかなかこの登録には馴染まなくなっております。
- 佐藤委員 やはりサークル活動をやっている人はここを利用するしかないのでしょうか。
- 中央公民館長 その場合は、公民館利用という扱いになります。
- 織田委員 しつこいようで申し訳ありませんが、確認です。同じ建物だけれども、学習館としての利用だけではなく、公民館としての利用も残るという意味ですよね。
- 中央公民館長 同じ部屋を使っても、公民館として利用する団体については、公民館利用の扱いで利用します。
- 織田委員 そのまま現状どおり残るということですね。安心しました。
- 委員長 そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。
- それでは、議案第 30 号及び議案第 31 号について、承認してよろしいでしょうか。以上、30 号、31 号承認されました。
- では、続きまして、「議案第 32 号教育財産の用途廃止について」施設課長に説明をお願いします。
- 施設課長 若干用語の説明をいたします。まず、教育財産とは、教育機関の用に供する財産のこと。つまり、直接教育のために使う財産という意味です。それから、用途廃止ですけれども、教育財産の用途を廃止すると、教育財産から普通財産になります。したがって、教育財産の用途廃止とは、平たく言い換えますと、教育のために使う財産から普通の財産に変わるということになります。そのように正しく分類を行うための議案となります。
- それでは、具体的な議案の内容を説明いたします。平成 26 年 4 月 1 日に二葉中学校と舟栄中学校が統合し、舟栄中学校の校舎を利用したうえで、新潟柳都中学校として開校いたします。これに伴い、統合後の旧二葉中学校の土地及び建物について、教育財産としての用途を廃止するものです。用途廃止する教育財産は土地及び建物とも記載のとおりです。なお、用途廃止の後でございますが、跡地利用につきましては、市長部局で検討することとなっております。
- 以上で、施設課の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議お願いいたします。
- 委員長 それでは、質問、意見ありましたらお願いいたします。
- 沢野委員 普通財産として市長部局で検討するとありますが、もう具体

| | |
|---------------------|---|
| ○施設課 | <p>的な案というのはあるのですか。</p> <p>まだ発表できるまで具体的にはなっておりません。まだ様子を見ている状況です。</p> |
| ○佐藤委員 | <p>ちなみにこの土地の評価額というのは、路線価格を参考にしているのですかというのが1点。それから、建物の評価額3億6,900万円とあるのですけど、これはどういう試算の方法ですか。</p> |
| ○施設課長 | <p>まず、土地でございますけれども、近傍類似地の評価額ということですので、資産税の考え方と同様です。</p> <p>それから、建物につきましては、少し資産税的な考えとは離れまして、まず取得価格から始まって、耐用年数を迎えると5パーセントになるよう減価償却する価格です。</p> |
| ○佐藤委員 | <p>減価償却は残存価額ということですね。</p> |
| ○委員長 | <p>確認です。教育財産から変わると土地の評価が変わる可能性というはあるのですか。</p> |
| ○施設課長 | <p>変わりません。</p> |
| ○織田委員 | <p>市長部局で利活用を検討していくということは、当然、地元の方たちの意見を踏まえてということですよ。</p> |
| ○施設課長 | <p>そのとおりになります。地元の方の意見を聞きながらも、それをどうすべきか、大局的に考えると聞いております。</p> |
| ○委員長 | <p>そのほか、いかがでしょうか。それでは、議案第32号について、承認してよろしいでしょうか。議案第32号承認されました。</p> <p>続きましての、議案第33号につきましては、人事案件であることから非公開としたいと思いますが、ご異存ありませんでしょうか。よろしければ、報告案件の終了後に、非公開案件として再開して審議いたします。これで、付議事件を終了いたします。</p> |
| <p>第5 報告</p> | |
| ○委員長 | <p>続いて、これより報告案件に入ります。</p> <p>「指導が不適切な教職員に関する委員会の報告について」は、人事案件のため非公開としたいと思いますが、ご異存ありませんでしょうか。よろしければ、非公開の付議事件の審議終了後に報告していただきます。それでは、報告案件を終了いたします。次回日程について、教育総務課長に説明をお願いいたします。</p> |
| ○教育総務課長 | <p>では、これから日程の報告いたします。</p> <p>まず3月臨時会が3月26日水曜日午後3時から。4月定例会が4月14日月曜日午後4時30分から。5月定例会は5月28日水曜日午後3時から。6月定例会は6月27日金曜日午後3時30分から予定しております。</p> |

○委員長 それでは、これで定例会を一旦終了いたします。

(非公開案件) (付議事件
議案第33号「事務局及び機関の長の人事について」審議し、
可決する。)
(報告
「指導が不適切な教職員に関する委員会の報告について」報
告する。)

第6 閉会宣言

○委員長 午後3時55分、閉会を宣言する。

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

署名委員